
令和 5 年 2 月

砺波市議会定例会議案

令和 5 年 2 月 27 日

砺波市議会 2 月定例会

令和5年2月砺波市議会定例会議案目次

1	議案第1号	令和5年度砺波市一般会計予算	1
2	議案第2号	令和5年度砺波市国民健康保険事業特別会計予算	8
3	議案第3号	令和5年度砺波市後期高齢者医療事業特別会計予算	11
4	議案第4号	令和5年度砺波市霊苑事業特別会計予算	13
5	議案第5号	令和5年度砺波市工業団地造成事業特別会計予算	15
6	議案第6号	令和5年度砺波市水道事業会計予算	18
7	議案第7号	令和5年度砺波市工業用水道事業会計予算	20
8	議案第8号	令和5年度砺波市下水道事業会計予算	21
9	議案第9号	令和5年度砺波市病院事業会計予算	23
10	議案第10号	砺波市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について	26
11	議案第11号	砺波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	30
12	議案第12号	砺波市立美術館条例の一部改正について	31
13	議案第13号	砺波市保育所条例の一部改正について	32
14	議案第14号	砺波市児童館条例の一部改正について	33
15	議案第15号	砺波市子育て支援医療費の助成に関する条例の一部改正について	34
16	議案第16号	砺波市国民健康保険条例の一部改正について	36
17	議案第17号	砺波市斎場条例の一部改正について	37
18	議案第18号	砺波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	38
19	議案第19号	砺波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	40
20	議案第20号	砺波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	41
21	議案第21号	砺波市農村環境改善湯山サブセンター条例の廃止について	43
22	議案第22号	工事請負変更契約の締結について	44
23	議案第23号	財産の無償譲渡について	45
24	議案第24号	財産の無償譲渡について	46
25	議案第25号	辺地に係る総合整備計画の変更について	47
26	議案第26号	砺波市過疎地域持続的発展計画の変更について	50
27	議案第27号	市道路線の認定及び廃止について	52
28	報告第1号	専決処分の承認をを求めることについて	53
	専決処分第1号	令和4年度砺波市一般会計補正予算（第8号）	54

議案第 1 号

令和 5 年度砺波市一般会計予算

令和 5 年度砺波市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 22,940,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,700,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用をする場合と定める。

令和 5 年 2 月 27 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		6,886,000
	1 市 民 税	2,960,171
	2 固 定 資 産 税	3,419,639
	3 軽 自 動 車 税	180,190
	4 市 た ば こ 税	307,000
	5 入 湯 税	19,000
2 地 方 譲 与 税		246,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	53,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	179,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	14,000
3 利 子 割 交 付 金		2,700
	1 利 子 割 交 付 金	2,700
4 配 当 割 交 付 金		37,000
	1 配 当 割 交 付 金	37,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		26,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	26,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		101,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	101,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		1,099,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	1,099,000
8 環 境 性 能 割 交 付 金		9,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	9,000
9 地 方 特 例 交 付 金		36,600
	1 地 方 特 例 交 付 金	32,000
	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金	4,600
10 地 方 交 付 税		5,470,000
	1 地 方 交 付 税	5,470,000
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		5,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	5,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金		16,179
	1 分 担 金	1

	2 負 担 金	16,178
13 使用料及び手数料		415,763
	1 使 用 料	227,801
	2 手 数 料	187,962
14 国庫支出金		2,325,915
	1 国庫負担金	1,583,016
	2 国庫補助金	734,150
	3 委 託 金	8,749
15 県支出金		1,487,371
	1 県 負 担 金	731,931
	2 県 補 助 金	649,988
	3 委 託 金	105,452
16 財産収入		37,985
	1 財産運用収入	19,288
	2 財産売却収入	18,697
17 寄附金		55,900
	1 寄 附 金	55,900
18 繰入金		2,417,383
	1 基金繰入金	2,417,383
19 繰越金		100,000
	1 繰 越 金	100,000
20 諸収入		899,324
	1 延滞金、加算金及び過料	4,000
	2 市預金利子	50
	3 貸付金元利収入	580,503
	4 受託事業収入	166,924
	5 助 成 金	860
	6 雑 入	146,987
21 市債		1,265,880
	1 市 債	1,265,880
歳 入 合 計		22,940,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		204,445
	1 議 会 費	204,445
2 総 務 費		2,542,963
	1 総 務 管 理 費	1,901,381
	2 徴 税 費	224,660
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	156,316
	4 選 挙 費	12,982
	5 統 計 調 査 費	3,930
	6 監 査 委 員 費	27,416
	7 交 通 対 策 費	216,278
3 民 生 費		6,697,058
	1 社 会 福 祉 費	2,543,965
	2 児 童 福 祉 費	3,998,924
	3 生 活 保 護 費	154,149
	4 災 害 救 助 費	20
4 衛 生 費		3,378,619
	1 保 健 衛 生 費	1,105,682
	2 環 境 対 策 費	685,558
	3 繰 出 金	1,587,379
5 労 働 費		41,379
	1 労 働 諸 費	41,379
6 農 林 水 産 業 費		970,913
	1 農 業 費	282,284
	2 林 業 費	99,902
	3 農 業 土 木 費	588,727
7 商 工 費		1,080,400
	1 商 工 費	1,080,400
8 土 木 費		2,328,302
	1 土 木 管 理 費	61,180
	2 道 路 橋 り よ う 費	855,637

	3 河 川 費	42,341
	4 都 市 計 画 費	1,192,238
	5 住 宅 費	176,906
9 消 防 費		886,742
	1 消 防 費	886,742
10 教 育 費		2,152,917
	1 教 育 総 務 費	183,246
	2 小 学 校 費	461,964
	3 中 学 校 費	229,400
	4 幼 稚 園 費	172,805
	5 社 会 教 育 費	600,079
	6 保 健 体 育 費	505,423
11 災 害 復 旧 費		16,414
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	6,800
	2 土 木 災 害 復 旧 費	9,614
12 公 債 費		2,589,847
	1 公 債 費	2,589,847
13 諸 支 出 金		1
	1 諸 支 出 金	1
14 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		22,940,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
“となみ地域力”推進交付金 (令和5年度)	令和6年度から 令和7年度まで	21,000

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務管理事業費	62,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの年か ら据置期間を 含め30年以内 に元利均等若 しくは元金均 等で償還する 。ただし、市 財政の都合に より繰上げ償 還し、償還期 限を短縮し、 又は低利債に 借り換えるこ とができるも のとする。 なお、借入先 の融通条件が あるときは、 これに従うこ とができる。
交通対策事業費	2,700			
児童福祉事業費	17,900			
農業事業費	24,500			
林業事業費	5,800			
農業土木事業費	144,100			
商工事業費	32,000			
土木管理事業費	5,000			
道路橋りょう事業費	167,800			
河川事業費	18,000			
都市計画事業費	192,900			
消防事業費	111,600			
小学校事業費	2,200			
社会教育事業費	13,500			
保健体育事業費	36,800			
臨時財政対策債	200,000			
借換債	229,080			
計	1,265,880			

議案第 2 号

令和 5 年度砺波市国民健康保険事業特別会計予算

令和 5 年度砺波市国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3, 7 7 2, 2 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2 0 0, 0 0 0 千円と定める。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		712,940
	1 国民健康保険税	712,940
2 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
3 県支出金		2,805,930
	1 県負担金	2,798,929
	2 県補助金	7,000
	3 財政安定化基金支出金	1
4 財産収入		11
	1 財産運用収入	11
5 繰入金		246,146
	1 一般会計繰入金	225,175
	2 基金繰入金	20,971
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		7,171
	1 延滞金、加算金及び過料	5,010
	2 市預金利子	1
	3 雑入	2,160
歳入	合計	3,772,200

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		27,619
	1 総務管理費	18,184
	2 徴税費	9,184
	3 運営協議会費	251
2 保険給付費		2,709,776
	1 療養諸費	2,340,048
	2 高額療養費	361,015
	3 移送費	10
	4 出産育児諸費	6,003
	5 葬祭諸費	2,400
	6 傷病手当金	300
3 国民健康保険事業費納付金		949,085
	1 医療給付費分	632,409
	2 後期高齢者支援金分	234,110
	3 介護納付金分	82,566
4 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
5 保健事業費		68,926
	1 特定健康診査等事業費	54,456
	2 保健事業費	14,470
6 基金積立金		11
	1 基金積立金	11
7 公債費		21
	1 公債費	20
	2 財政安定化基金償還金	1
8 諸支出金		14,761
	1 償還金及び還付加算金	4,011
	2 繰出金	10,750
9 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳出合計		3,772,200

議案第 3 号

令和 5 年度砺波市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 5 年度砺波市後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 5 5, 3 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		590,418
	1 後期高齢者医療保険料	590,418
2 繰入金		162,204
	1 一般会計繰入金	162,204
3 繰越金		100
	1 繰越金	100
4 諸収入		2,578
	1 延滞金、加算金及び過料	99
	2 預金利子	1
	3 償還金及び還付加算金	2,100
	4 受託事業収入	377
	5 雑入	1
歳入合計		755,300

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		4,277
	1 総務管理費	108
	2 徴収費	4,169
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		746,046
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	746,046
3 保健事業費		2,877
	1 後期高齢者健康診査事業費	2,877
4 諸支出金		2,100
	1 償還金及び還付加算金	2,100
歳出合計		755,300

議案第 4 号

令和 5 年度砺波市霊苑事業特別会計予算

令和 5 年度砺波市霊苑事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3, 8 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1,040
	1 負担金	1,040
2 使用料及び手数料		1,140
	1 使用料	1,140
3 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
4 繰入金		1,618
	1 基金繰入金	1,618
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		3,800

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		3,800
	1 墓地管理費	3,800
歳出合計		3,800

議案第5号

令和5年度砺波市工業団地造成事業特別会計予算

令和5年度砺波市工業団地造成事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ349,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、340,000千円と定める。

令和5年2月27日 提 出

砺波市長 夏 野 修

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰入金		7,300
	1 一般会計繰入金	7,300
2 市債		342,500
	1 市債	342,500
歳入合計		349,800

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		349,800
	1 事業費	349,800
歳出合計		349,800

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業団地造成事業費	342,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの年か ら据置期間を 含め30年以 内に元利均 等、元金均 等又は満期 一括で償還 する。た だし、市財 政の都合に より繰上げ 償還し、償 還期限を短 縮し、又は 低利債に借 り換えるこ とができる ものとする。 なお、借入 先の融通条 件がある ときは、こ れに従うこ とができる。
計	342,500			

議案第6号

令和5年度砺波市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度砺波市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	17,300戸
(2) 年間総給水量	5,036,100m ³
(3) 年間受水量	4,446,900m ³
(4) 一日平均給水量	13,700m ³
(5) 主な建設改良事業費	633,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 水道事業収益		1,115,100千円
第1項 営業収益		978,861千円
第2項 営業外収益		136,189千円
第3項 特別利益		50千円
支 出		
第1款 水道事業費用		1,075,400千円
第1項 営業費用		1,027,709千円
第2項 営業外費用		46,191千円
第3項 特別損失		500千円
第4項 予備費		1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額602,100千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額59,970千円、減債積立金取り崩し額146,000千円、建設改良積立金取り崩し額200,000千円及び過年度分損益勘定留保資金196,130千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款 資本的収入		245,500千円
第1項 企業債		200,000千円
第2項 工事負担金		45,500千円
第3項 県補助金		0千円
支 出		
第1款 資本的支出		847,600千円

第1項 設備改良費
第2項 企業債償還金

701,302千円
146,298千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水施設 整備事業債	千円 200,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	借入れの年から据置期間 を含め40年以内に半年賦若 しくは年賦又は元利均等若 しくは元金均等で償還する。 ただし、企業財政その他の都 合により繰上げ償還し、償還 期限を短縮し、又は低利債に 借り換えることができるも のとする。 なお、借入先の融通条件が あるときは、これに従うこと ができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、80,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

96,850千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、15,200千円と定める。

令和5年2月27日 提 出

砺波市長 夏 野 修

議案第7号

令和5年度砺波市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度砺波市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	1箇所
(2) 年間総給水量	732,000 m ³
(3) 一日平均給水量	2,000 m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		21,900千円
第1項 営業収益		21,896千円
第2項 営業外収益		4千円
	支	出
第1款 工業用水道事業費用		17,300千円
第1項 営業費用		12,510千円
第2項 営業外費用		4,690千円
第3項 予備費		100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額12,900千円は、減債積立金取り崩し額6,700千円及び過年度分損益勘定留保資金6,200千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		0千円
第1項 企業債		0千円
	支	出
第1款 資本的支出		12,900千円
第1項 設備改良費		4千円
第2項 企業債償還金		12,896千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

令和5年2月27日 提 出

砺波市長 夏 野 修

議案第8号

令和5年度砺波市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度砺波市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	13,500戸
(2) 年間総排水量	3,886,000m ³
(3) 一日平均排水量	10,600m ³
(4) 主な建設改良事業費	502,900千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益	1,513,600千円	
第1項 営業収益	669,518千円	
第2項 営業外収益	844,032千円	
第3項 特別利益	50千円	
	支	出
第1款 下水道事業費用	1,512,100千円	
第1項 営業費用	1,330,275千円	
第2項 営業外費用	180,325千円	
第3項 特別損失	500千円	
第4項 予備費	1,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額579,500千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額68,000千円、減債積立金取り崩し額109,000千円及び過年度分損益勘定留保資金402,500千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入	1,383,300千円	
第1項 企業債	904,800千円	
第2項 負担金及び分担金	31,700千円	
第3項 国庫補助金	233,800千円	
第4項 他会計出資金	213,000千円	
	支	出
第1款 資本的支出	1,962,800千円	
第1項 建設改良費	829,671千円	

第2項 企業債償還金

1, 133, 129千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業債	千円 39,900	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含め40年以内に半年賦若しくは年賦又は元利均等若しくは元金均等で償還する。ただし、企業財政その他の都合により繰上げ償還し、償還期限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。 なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
特定環境保全公共下水道事業債	381,400			
流域下水道事業債	72,400			
資本費平準化債	300,000			
下水道事業借換債	111,100			
計	904,800			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1, 000, 000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 67, 470千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、711, 500千円である。

令和5年2月27日 提 出

砺波市長 夏 野 修

議案第9号

令和5年度砺波市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度砺波市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	471床
(2) 年間患者数	321,840人
入院	115,290人
外来	206,550人
(3) 一日平均患者数	1,165人
入院	315人
外来	850人
(4) 主な建設改良事業	
有形固定資産購入費	420,292千円
附帯施設整備費	439,738千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益	12,488,000千円	
第1項 医業収益	10,594,200千円	
第2項 医業外収益	1,893,700千円	
第3項 特別利益	100千円	
	支	出
第1款 病院事業費用	12,473,000千円	
第1項 医業費用	11,881,000千円	
第2項 医業外費用	591,000千円	
第3項 特別損失	0千円	
第4項 予備費	1,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,048,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,096千円及び過年度分損益勘定留保資金1,045,904千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	841,000千円
第1項	企業債	820,000千円
第2項	出資金	18,000千円
第3項	固定資産売却代金	250千円
第4項	補助金	2,750千円

支 出

第1款	資本的支出	1,889,000千円
第1項	建設改良費	860,030千円
第2項	企業債償還金	1,028,970千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
図書購入	令和6年度	7,500千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
医療機器整備事業債	千円 366,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含め30年以内に半年賦若しくは年賦又は元利均等若しくは元金均等で償還する。ただし、企業財政その他の都合により繰上げ償還し、償還期限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。 なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
総合情報システム整備事業債	15,000			
病院施設修繕事業債	439,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 職員給与費 | 6, 4 4 1, 7 9 2 千円 |
| (2) 交際費 | 7 0 0 千円 |

(他会計からの補助金)

第9条 経営健全化に資するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2 6 0, 9 2 2 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3, 1 6 6, 1 0 2 千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

(種 類)	(名 称)	(数 量)
取得する資産		
器械備品	MR I 装置	一式
	放射線治療情報システム	一式
	内視鏡マネジメントシステム	一式
	眼撮影装置	一式

令和5年2月27日 提 出

砺波市長 夏 野 修

議案第10号

砺波市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

砺波市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように制定する。

令和5年2月27日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長（公営企業管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定する用語のほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(個人情報取扱事務の登録及び閲覧)

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号により当該個人を容易に検索し得る状態で個人情報が記録された公文書を使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について、次に掲げる事項を登録した個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 個人情報取扱事務の名称

(2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称

(3) 記録される個人情報の利用目的

(4) 記録される個人情報の対象者の範囲

(5) 記録される個人情報の記録項目

(6) 記録される個人情報の取得先

(7) 記録される個人情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合は、その提供先

(8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅

滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

(1) 実施機関、国、独立行政法人等又は他の地方公共団体の職員又は職員であった者に係る個人情報取扱事務であって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を取り扱うもの

(2) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する個人情報を取り扱う個人情報取扱事務であって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを取り扱うもの

(開示請求に係る手数料等)

第4条 法第89条第2項の規定による手数料の額は、無料とする。

2 開示請求者が保有個人情報の写しの交付又は送付を求めた場合における当該保有個人情報に係る文書又は図画の写しの作成及び送付に要する費用その他の開示の実施に要する費用は、当該開示請求者の負担とする。

(開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第6条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(実施状況の公表)

第7条 市長は、毎年度、各実施機関の保有個人情報の開示、訂正、利用停止等についての実施状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(砺波市個人情報保護条例の廃止)

2 砺波市個人情報保護条例(平成17年砺波市条例第1号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 次に掲げる者に係る旧条例第3条第2項又は第7条第4項の規定による職務上又はその受託した事務若しくは管理の業務に関して知り得た旧条例第2条第1項に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、前項の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前項の規定の施行の際現に旧条例第2条第4項に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は前項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同項の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 前項の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者又は指定管理者が行う管理の業務に従事していた者

4 附則第2項の規定の施行前に旧条例第12条、第26条又は第34条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を附則第2項の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 附則第2項の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 附則第3項第2号に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5項に規定する保有個人情報を附則第2項の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 附則第2項の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(砺波市行政不服審査会条例の一部改正)

8 砺波市行政不服審査会条例（平成17年砺波市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「砺波市個人情報保護条例（平成17年砺波市条例第1号。以下「保護条例」という。）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）」に改める。

第3条第1項中「より実施機関が審査会の意見を聴くこととされている事項」を「基づき諮問される審査請求」に改め、同条第2項中「保護条例第40条」を「保護法第105条」に、「より実施機関が審査会の意見を聴くこととされている事項」を「基づき諮問される審査請求」に改め、同条第3項中「実施機関」の次に「（公開条例第2条に規定する実施機関、砺波市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年砺波市条例第 号）第2条に規定する実施機関をいう。以下同じ。）」を加える。

第8条第1項中「保護条例第40条」を「保護法第105条」に改める。

議案第 1 1 号

砺波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

砺波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

砺波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 1 6 年砺波市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項を次のように改める。

- 3 任命権者は、次に掲げる場合には、規則の定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。
- (1) 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があるとき。
 - (2) 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害するとき。
 - (3) 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 12 号

砺波市立美術館条例の一部改正について

砺波市立美術館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 27 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市立美術館条例の一部を改正する条例

砺波市立美術館条例（平成 16 年砺波市条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 1 項中「第 20 条第 1 項」を「第 23 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 13 号

砺波市保育所条例の一部改正について

砺波市保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 27 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市保育所条例の一部を改正する条例

砺波市保育所条例（平成 16 年砺波市条例第 92 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表砺波市立東山見保育所の項、砺波市立青島保育所の項、砺波市立雄神保育所の項及び砺波市立種田保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 4 号

砺波市児童館条例の一部改正について

砺波市児童館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市児童館条例の一部を改正する条例

砺波市児童館条例（平成 1 6 年砺波市条例第 9 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表砺波市立東山見児童館の項、砺波市立青島児童館の項、砺波市立雄神児童館の項及び砺波市立種田児童館の項を削り、同表に次のように加える。

砺波市立庄川児童館	砺波市庄川町金屋 1 7 4 3 番地
-----------	---------------------

第 3 条の表砺波市立東山見児童館の項、砺波市立青島児童館の項、砺波市立雄神児童館の項及び砺波市立種田児童館の項を削り、同表に次のように加える。

砺波市立庄川児童館	月曜日から土曜日まで 午後 1 時から午後 5 時まで
-----------	-----------------------------

附 則

この条例は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

議案第15号

砺波市子育て支援医療費の助成に関する条例の一部改正について

砺波市子育て支援医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月27日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市子育て支援医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

砺波市子育て支援医療費の助成に関する条例（平成16年砺波市条例第95号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

砺波市こども医療費の助成に関する条例

第1条中「乳児、幼児及び児童（以下「児童等」という。）」及び「児童等」を「こども」に改める。

第2条第1項中「乳児」を「こども」に、「出生の日から1歳に達することとなる日の属する月の末日までの」を「満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「未成年」を削り、「児童等」を「こども」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第5項を第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 この条例において「医療費」とは、医療保険各法に規定する療養の給付（入院時の食事療法に要した費用に係る負担額を除く。）、療養費及び家族療養費その他規則で定める給付をいう。

第2条第6項を同条第5項とし、同条第7項中「第5項第4号及び第6号」を「第3項第4号及び第6号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項を同条第7項とする。

第3条中「児童等」を「こども」に改める。

第4条本文中「住所」の次に「（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住所をいう。）」を加え、「児童等」を「こども」に改め、同条ただし書中「児童等」を「こども」に改める。

第5条中「児童等」を「こども」に改め、同条に次の1号を加える。

（4）前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める額

第6条及び第8条第1項中「児童等」を「こども」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の砺波市こども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(砺波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正)

- 3 砺波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年砺波市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「砺波市子育て支援医療費の助成に関する条例」を「砺波市こども医療費の助成に関する条例」に、「乳児、幼児及び児童」を「こども」に改める。

議案第16号

砺波市国民健康保険条例の一部改正について

砺波市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月27日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市国民健康保険条例の一部を改正する条例

砺波市国民健康保険条例（平成16年砺波市条例第103号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の砺波市国民健康保険条例第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

議案第 17 号

砺波市斎場条例の一部改正について

砺波市斎場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 27 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市斎場条例の一部を改正する条例

砺波市斎場条例（平成 16 年砺波市条例第 116 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を第 10 条とし、第 6 条から第 8 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 5 条中「第 3 条」を「第 4 条」に改め、同条を第 6 条とし、第 4 条を第 5 条とし、第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（休場日）

第 3 条 砺波市斎場の休場日は、1 月 1 日とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に休場し、又は開場することができる。

別表中「（第 5 条関係）」を「（第 6 条関係）」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第18号

砺波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正について

砺波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和5年2月27日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

砺波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年砺波
市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育
事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等
に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常
生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等にお
ける安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を
策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の
研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られ
るよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画
の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための
移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車
及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法
により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「ための必要な措置を講ずるよう努めるものとする」を「ように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

2 この条例による改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議案第 19 号

砺波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

砺波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 27 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

砺波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年砺波市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条を次のように改める。

第 26 条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 20 号

砺波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

砺波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 27 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

砺波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年砺波市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 6 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第 6 条の 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利

用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めるものとする」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第6条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第 21 号

砺波市農村環境改善湯山サブセンター条例の廃止について

砺波市農村環境改善湯山サブセンター条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 27 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市農村環境改善湯山サブセンター条例を廃止する条例

砺波市農村環境改善湯山サブセンター条例（平成 16 年砺波市条例第 129 号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 2 号

工事請負変更契約の締結について

令和 4 年第 4 回砺波市議会臨時会において議決を経た砺波市工業団地造成事業(仮称)高岡砺波スマートインター柳瀬工業団地造成工事(第 1 団地)の請負契約について、次のとおり変更契約を締結するものとする。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

記

契約の金額	変更前	金 4 7 4 , 3 4 0 , 9 0 0 円
	変更後	金 4 8 6 , 5 7 2 , 9 0 0 円

議案第 23 号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 27 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

1 譲渡する財産

建物 所 在 砺波市庄川町青島 3 3 7 4 番地 2（青島保育所）
構 造 木造 平屋建
延床面積 7 2 7 . 0 0 平方メートル

2 譲渡の相手方

砺波市庄川町青島 3 6 0 7 番地
青島地区自治振興会
会長 横 井 和

議案第 24 号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 27 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

1 譲渡する財産

建物 所 在 砺波市庄川町五ヶ 4 3 6 番地 2（種田保育所）
構 造 木造 平屋建
延床面積 4 2 3. 0 0 平方メートル

2 譲渡の相手方

砺波市庄川町五ヶ 4 3 6 番地 1
種田地区自治振興会
会長 朝 倉 耕 三

議案第 25 号

辺地に係る総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、下記の辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 27 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

記

- | | | | |
|---|----------------|----|---|
| 1 | 梅檀山辺地に係る総合整備計画 | 別紙 | 1 |
| 2 | 鉢伏山辺地に係る総合整備計画 | 別紙 | 2 |

総 合 整 備 計 画 書

富山県砺波市梅檀山辺地

(辺地の人口144人、面積5.9km²)

1 辺地の概況

- | | |
|--------------------|--------------------|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 砺波市井栗谷、峰小、中尾、栃上、原孫 |
| (2) 地域の中心の位置 | 砺波市井栗谷6518番地1 |
| (3) 辺地度点数 | 206点 |

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当地域の大部分は、丘陵と山間地で形成された農山村地域であり、農林業従事者は高齢化が進み、さらに若者の流出により過疎化が進んでいる。

交通体系は、幹線道路として、県道砺波細入線及び井栗谷大門線が当地域を通っているが、これらの幹線道路と有機的に結ばれた生活基盤道路の整備が不十分であるため、生活や生産活動の大きな支障となっている。

また、生活しやすい地域づくりを進める上で、遠距離通学をする小学校児童の通学手段であるスクールバスの経年劣化が進んでおり、更新が必要となっているほか、市の公共交通再編に伴い、新たにスクールバスの整備が必要となっている。

さらに、地域防災への関心も高まっている中、消防設備の整備を中心に、安全・安心な地域づくりを進めることが必要となっている。

3 公共的施設の整備計画

(1) 公共的施設の整備の基本方針

安全で快適な生活を送ることができるよう、幹線道路と有機的に結びついた生活基盤道路の改良、スクールバスの更新及び整備、消火栓の設置工事及び消防分団器具置場の整備を行う。

(2) 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度まで 5年間

(単位 千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	砺波市	50,000		50,000	50,000
スクールバス		(40,200)	(7,500)	(32,700)	(32,600)
		41,783	9,710	32,073	31,200
消防施設	(55,849)		(55,849)	(55,800)	
	71,781		71,781	71,600	
合 計	(146,049)	(7,500)	(138,549)	(138,400)	
	163,564	9,710	153,854	152,800	

上段：(変更前)

下段：変更後

総 合 整 備 計 画 書

富山県砺波市鉢伏山辺地

(辺地の人口121人、面積12.6km²)

1 辺地の概況

- | | |
|--------------------|---|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 砺波市川伏、五谷、庄川町隠尾、庄川町落シ、庄川町名ヶ原、庄川町横住、庄川町湯谷、庄川町湯山 |
| (2) 地域の中心の位置 | 砺波市庄川町湯谷176番地 |
| (3) 辺地度点数 | 111点 |

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当地域の大部分は、丘陵と山間地で形成された農山村地域であり、農林業従事者は高齢化が進み、さらに若者の流出により過疎化が進んでいる。

交通体系は、幹線道路として、県道山田湯谷線が当地域を通っているが、この幹線道路と有機的に結ばれた生活基盤道路の安全対策及び林道牛岳線の牛岳トンネルの安全確保が求められている。

また、地域振興を図って活力ある地域づくりを進めるため、当地域の特色である自然を生かしたレクリエーション地帯の整備を計画的に行う必要がある。

さらに、生活しやすい地域づくりを進める上で、中山間地域住民の足となる市営バスの運行は不可欠であるが、現在運行中の市営バスは老朽化が進んでおり、更新する必要がある。

3 公共的施設の整備計画

(1) 公共的施設整備の基本方針

安全で快適な生活を送ることができるよう、幹線道路と有機的に結びついた生活基盤道路の法面改良工事及びトンネル補修工事を行うとともに、地域住民の交通手段の利便性を確保するため、老朽化した市営バスを更新する。

また、当地域の豊かな自然環境を生かしながら、市民の身近なスポーツと憩いの場として夢の平レクリエーション地帯を整備する。

(2) 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度まで 5年間

(単位 千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	砺波市	(14,000)	(0)	(14,000)	(14,000)
自動車		65,239	43,568	21,671	21,400
観光・レクリエーション施設		11,229		11,229	11,200
		37,700		37,700	37,700
合 計		(62,929)	(0)	(62,929)	(62,900)
		114,168	43,568	70,600	70,300

上段：(変更前)

下段：変更後

議案第 26 号

砺波市過疎地域持続的発展計画の変更について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 10 項において準用する同条第 1 項の規定により、砺波市過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 27 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

別紙

砺波市過疎地域持続的発展計画の変更について

砺波市過疎地域持続的発展計画の一部を次のように変更する。

第10項第3号の表集落の整備の部中

「

(1) 過疎地域持続的 発展特別事業	地区集会施設整備事業	地区自治 振興会	
-----------------------	------------	-------------	--

を

「

(1) 過疎地域集落再 編整備	地区集会施設整備事業	地区自治 振興会	
	施設移管円滑化事業	砺波市	
(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	地区集会施設整備事業	地区自治 振興会	

に

」

改め、同項に次の1号を加える。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設の整備、改修は、公共施設等総合管理計画に定める基本方針（面積を縮減しながら機能は拡充する縮充、財政運営可能な規模や運営の効率化、民間活力の活用による地域経営を意識した施設運営）を踏まえ、検討のうえ実施します。

議案第 27 号

市道路線の認定及び廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項において準用する第 8 条第 2 項の規定により、市道の路線を次のとおり認定し、及び廃止することについて、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 27 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

記

1 認定する路線

認定路線名	起 点	終 点	重要な経過地
栄町広上町線	栄町	広上町	
広上町 2 号線	広上町	広上町	
本町病院線	本町	新富町	
中央町広上町線	中央町	広上町	
中央町 6 号線	中央町	中央町	
新富町 3 号線	新富町	新富町	

2 廃止する路線

廃止路線名	起 点	終 点	重要な経過地
永福町広上町線	永福町	広上町	
栄町中神線	栄町	中神 4 丁目	
本町病院線	本町	若草町	
花園町中央町線	一番町	出町中央	
中央町広上町線	中央町	広上町	
中央町 6 号線	中央町	中央町	

報告第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年2月27日 提 出

砺波市長 夏 野 修

記

- 1 令和4年度砺波市一般会計補正予算（第8号）

専決処分第1号

令和4年度砺波市一般会計補正予算（第8号）

令和4年度砺波市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,817,487千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年1月27日 専 決

砺波市長 夏 野 修

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰越金		1,438,892	80,000	1,518,892
	1 繰越金	1,438,892	80,000	1,518,892
補正されなかった款項に係る額		23,298,595	—	23,298,595
歳入合計		24,737,487	80,000	24,817,487

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		2,182,234	80,000	2,262,234
	2 道路橋りょう費	877,221	80,000	957,221
補正されなかった款項に係る額		22,555,253	—	22,555,253
歳出合計		24,737,487	80,000	24,817,487

